

議案第43号

長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年6月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたも
の

附 則

この条例は、公布の日から施行する。